

○福島県男女共生センター条例施行規則

平成十二年十二月十二日

福島県規則第百八十四号

福島県男女共生センター条例施行規則をここに公布する。

福島県男女共生センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県男女共生センター条例（平成十二年福島県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 福島県男女共生センター（以下「男女共生センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日）

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、男女共生センターの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（平一七規則一〇六・一部改正）

(開館時間)

第三条 男女共生センターの開館時間は、午前九時から午後九時（休館日の前日にあつては、午後五時）までとする。ただし、図書室、相談室及び福祉機器展示室における利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた時間帯とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前項に規定する開館時間又は利用時間を変更することができる。

（平一七規則一〇六・一部改正）

(使用の承認の申請の手續等)

第四条 条例第六条第一項前段の承認を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

一 条例別表の一の1の表に掲げる施設又は同表の二の表に掲げる附属設備を使用する場合 次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める日

ア 男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のための使用である場合 使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）の六月前の日

イ その他の使用である場合 使用開始日の四月前の日

二 宿泊施設を使用する場合 次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める日

ア 男女共生センターで行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動に伴う使用である場合 使用開始日の六月前の日

イ アに掲げる場合以外の場合であって、条例別表の一の1の表に掲げる施設を使用して行う活動に伴う使用である場合 使用開始日の四月前の日

ウ その他の使用である場合 使用開始日の二月前の日

3 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、承認書を交付するものとする。

4 指定管理者は、条例第六条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（平一七規則一〇六・一部改正）

（承認事項の変更の手続等）

第五条 条例第六条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、承認書を交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第六条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（平一七規則一〇六・一部改正）

（使用承認書の携帯等）

第六条 条例第六条第一項前段の承認を受けた者又は同項後段の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、男女共生センターを使用するときは、第四条第三項又は前条第二項の規定により交付を受けた承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平一七規則一〇六・一部改正）

(使用の承認の取消し等の手続)

第七条 指定管理者は、条例第七条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(平一七規則一〇六・一部改正)

(使用の取りやめ)

第八条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平一七規則一〇六・一部改正)

(利用料金の免除及び返還)

第九条 利用料金の免除及び返還は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた基準及び手続により行うものとする。

(平一七規則一〇六・全改)

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、男女共生センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七規則一〇六・旧第十二条繰上)

附 則

この規則は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第一〇六号)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県男女共生センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第一項又は第五条第一項の規定により提出されている男女共生センター使用承認申請書又は男女共生センター使用変更承認申請書は、改正後の福島県男女共生センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項又は第五条第一項の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第四条第三項又は第五条第二項の規定により交付されている男女共生センター使用承認書又は男女共生センター使用変更承認書は、改正後の規則第四条第三項又は第五条第二項の規定により交付された承認書とみなす。